

論語義疏皇侃序札記

高橋均

「邢昺論語疏淺陋不堪、而皇侃疏已亡、近從日本復傳至中土、誠蕪苑之鴻寶也」とは王鳴聲の皇侃論語義疏についての言（蛾術編卷八）であるが、はじめこの書を見得した中國の人びとの驚きと喜びとを知ることができよう。すでに知られているように武林の人汪翼滄によつて中國に逆輸入された論語義疏は、四庫全書に編入され、鮑廷博の知不足齋叢書にも入れられ、廣く世間に紹介されたのである。ところが、その論語義疏は、寛延三年、根本伯脩が下野の足利學校の寫本によつて、校正、上梓したもので、その際、もとの様式を邢昺の注疏本の様式に改めてしまつたことから、なかにはこの書を邢昺の注疏にもとづいて贋作したのではないか、という疑いをもつ人さえ出てきた。

大正十二年、當時の懷德堂講師であつた武内義雄博士による大阪懷德堂の校定本の出版は、「出るに及んで此等の疑問は一掃されて了つた」（武内義雄・論語之研究二十六頁）というように、根本本とは異なる、舊來の義疏の寫本の様式そのままに、凡十種の寫本を校合し校訂したものである。その間の経過は同書に記される西村時彦の序文と、武内義雄博士の校勘記序とに詳しい。この校定本で底本に採つたのは、文明九年騰聲が鈔寫したことを後書きに記しているいわゆる文明本で、その他校合に參考とした諸本は、寶徳本、延徳本、清熙園本、足利本、久原文庫本、圖書寮本、桃華齋本、泊園書院本、久原文庫一本、有不爲齋一本であつた。（各本の様式、所在は同書校勘記條例に詳しい）

武内氏は、その他、所在はわかつているが未見のものとして「東京大槻氏藏二種、尾張徳川侯爵、加賀前田侯爵、京都帝國大學、東京木村氏、内野氏、戸水氏、林氏、各藏一種」（同書校勘記條例）を擧げている。

わたくしは最近、慶應義塾大學附屬研究所斯道文庫の好意によつて文庫の所藏する論語義疏を閲覽する機會をうることができた。その諸本を列記すると、

(一) 論語義疏十卷 梁皇侃疏 文明十九年(一四八七)寫 五冊「國相府印」「周防國明倫館圖書印」「文彦」「安田文庫」藏印あり(以下大槻本と略稱)

(二) 同「室町」寫 十冊 「光璘」「寶勝院」「森氏」「問津館」「文彦」「安田文庫」藏印あり(以下寶勝院本と略稱)

(三) 同「室町」寫 五冊 「江風山月莊」「福堂」「安田文庫」藏印あり(以下江風本と略稱)

(四) 同「序・卷五・六缺」「室町」寫 七冊 「小島氏圖書記」「北總林氏藏」藏印あり。

以上の四種である。(一)と(二)とはいずれも大槻文彦、安田善次郎舊藏で、武内氏が未見として擧げた「東京大槻氏藏二種」というのに相當しよう。それぞれの書影が「論語善本書影」(大阪府立圖書館編纂・昭和六年發行)に、四十九、文明十九年鈔論語義疏 五十一、寶勝院本論語義疏として見えているものである。(四)は林泰輔舊藏であるから、武内氏の「林氏藏本」に相當しよう。(詳しくは、創立十周年記念 近蒐善本展覧書目録・慶應義塾大學附屬研究所斯道文庫・昭和四十五年十二月を参照のこと)

右以外に、文庫に藏するマイクロフィルムコピーによつて、大東急記念文庫の二種、京大圖書館清原良兼本、國立國會圖書館本、蓬左文庫本、足利學校遺蹟圖書館本の諸本を閲覽することができた。このうち、大東急記念文庫の二種はいずれも舊久原文庫藏本で、武内氏の校勘記にいう延徳本と久原文庫本に相當するようである。延徳本の書影は前掲「論語善本書影」に 五十 延徳二年鈔として見えている。また京大圖書館清原良兼本と蓬左文庫本とは、それぞれ武内氏未見の京都帝國大學、尾張徳川侯爵各藏一種というのであろう。

以上から、大東急記念文庫の二種、足利學校遺蹟圖書館本を除くといずれも武内氏未見のテキストのようであり、それらの諸本を参考とすれば、武内氏校定本をいささかなりとも補うことができるのではないかと考える。ここには皇侃疏序

の部分について検討する。皇序は疏のなかでも特に読みにくいようであり、ここに記すことで飛躍的に理解を増すわけではないが、なにがしかの意味はもつであらう。

皇侃疏序の部分についていうと、右に挙げた諸本のうち、輯と京大図書館本と足利學校本とは序の部分に欠いているから、校勘の資料としたのはつぎの大槻本、寶勝院本、安田本、國立國會圖書館本、蓬左文庫本（以上武内氏未見）、延徳本、久原文庫本の計七種である。

また武内氏校定本校勘記——皇序の部分については十六條ある——をあわせ参考とした。

ところで武内氏は校定本を出したのちに、「國寶論語總略について」という論文（東西學術研究所論叢第一 關西大學東西學術研究所昭和二十七年四月）において、京都曼珠院所藏の論語總略一卷に引かれる皇侃義疏三條によつて序の部分に校勘している。この論語總略とは武内氏によると「撰者と鈔寫年代を詳にせないが、その書體から判斷するも鎌倉時代のものらしく、大綱・題名・本之同異・注者姓名・二十篇目錄並篇次大意の五項目を分つて先儒の説を鈔録し論語の總論とでもいふべきもの」（論文三頁）ということであり、そこに引かれる皇疏について「從來知られている論語皇疏はいずれも室町時代以後の鈔本のみであるが、この書の鈔手が見た本は晚くとも鎌倉以前のもので、今本皇疏の校勘には有力な資料を供給するものである」（論文三頁）とのべている。それを見ると、現在見ることでできる義疏のいかなるテキストにもない異同があるが、さらに數條は武内氏がさきに校定本を作るときには見出せなかつた異同で、わたしのこのたびの調査の結果と一致したものもある。いずれにせよ、大變貴重な資料であることは認められるが、それがわずか三條に止まることは残念である。

今校勘にあつては、武内氏の校定本を底本とした。記述の方法は、必要な箇所をとりあげ圈點を付し、つぎに一格下げて諸本の異同、さらに一格下げてその異同について勘案した。武内氏の校定本校勘記と論語總略の異同とは、特に必要な部分に限つて指摘引用したが、そのいちいちを挙げていない。

論語義疏卷第一 梁國子助教吳郡皇侃撰。

寶勝院本、蓬左本は撰字を疏字と作る。

皇侃についての傳は、南史儒林傳、梁書儒林傳に見える。吳郡の人、青州刺史皇象九世孫。梁書によると梁武帝大同十一年（AD五四六）五十八歳で卒している。とりわけ三禮・孝經・論語に明るく、國子助教を兼ね、「於學講說、聽者數百人」とある。傳に「撰禮記講疏五十卷、書成奏上、詔付祕閣」「所撰論語義十卷、與禮記義並見重於世、學者傳焉」とあるが、「禮記講疏五十卷」と「禮記義」とは別の書であろう。隋志に「禮記義疏九十九卷皇侃撰」「禮記講疏四十八卷」とあるが、卷數に異なりはあつても、傳の「禮記義」が隋志の「禮記義疏」に相當し、「禮記講疏」は隋志の「禮記講疏」に相當すると思われるからである。とすれば傳の「論語義」とは論語義疏に相異なく、かつてはこの名稱で呼ばれていたのかもしれない。しかし、今見る書目はいずれも「論語義疏」あるいは「論語疏」（舊唐書經籍志）である。

寶勝院本蓬左本は皇侃疏とするが、書名が論語義疏という以上、ここにも疏というのはことが重なりおかしい。もし皇侃疏というのなら論語あるいは儒林傳のように論語義とだけいうべきであろう。

武内氏校勘記に「諸鈔本標題如此、根本本首行題云論語義疏、第二行題云梁皇侃撰、第三行題云日本根本遜志校、蓋伯脩所改、非皇疏舊裁」とある。そのとおりであろう。ただ今見る寫本は各卷の次第を説明する個所にいずれも邢昺の疏をも皇疏のあとに書いていてこれは後人が増したにちがいないから、諸鈔本がそのまま皇疏の舊裁とはいえない。

論語通曰、論語者是孔子沒後

武内氏は總略が論語通の三字を「王侃疏序」と作ることにより、「王侃は皇侃の略、論語通は皇疏の舊名であろう。

下文に侃今之講、先通何集云云とあるのがこれを證明する」という。しかし、傳でもすでに「論語義」といわれて論語通と呼ばれていた事は見えないし、總略という書物が論語についての先儒の説を鈔録したものであるらしいから、「論語通曰」ではじまる義疏の序を「王侃疏序曰」という書き出しに換えて引く可能性は十分ある。論語通がいかなるものか明らかではないが、武内氏の説にも従いがたいのである。

但聖師孔子符。應顏周

大槻本、國會圖書本、延徳本は符字を俯字と作る。寶勝院本、江風本、蓬左本、久原本は府字と作る。

俯あるいは府字はいずれも符の字として用いられているのであろうから、符とするのが正しいであろう。

門徒三千人、達者七十有二。

蓬左本、二字を一字に作る。

蓬左本の誤り。

過隙。巨駐。

江風本、寶勝院本、蓬左本、久原本、巨字を匹字に作る。

巨は「不可也」と釋される語、匹字とするのは字形が似ているため誤つたものと思われる。

微言一絶、景行莫書。

武内氏は「書字、總略には彰に作る、恐らく書の字は章の誤で、章は彰の義であろう」という。今みることのできる古鈔本はいずれも書に作つていて、章に作るものを見ないが、章のほうが文義はより明らかとなるであろう。

詩書互錯綜、典故相紛紜

大槻本、國會圖書本、延徳本は互字なし、蓬左本は誥字を詩字に作る。

武内氏校勘記に「詩書互錯綜、文明本書下無互字、恐非、今據他本補正」とあるから、武内氏が底本とした文明本に

は互字がなかつたことがわかり、大槻本などと一致する。江風本、寶勝院本、蓬左本、久原本は互字をいずれも互字に作つてゐるが、互の俗體字である。詩書互錯綜は下句の典故相紛紜と對句をなしており、互字はあるほうが良いである。ただ國會圖書館本校記に「古寫本引異本無相字」とある。異本がどういふテキストか不明であるが、これだとかえつて互字を補なう必要はなくなる。蓬左本が典故を典詩とするのは鈔寫時の誤りであろう。

大判有三途

武内氏校勘記に「大判、文明本、清熙園本大作太、誤、今據延徳本久原本改正」とあるが、今見る諸本はいずれも大字に作つていて、太字に作るものを見ない。

倫者。理也

武内氏校勘記に「文明本清熙園本理上衍事字、今據延徳本久原本削正」とあるが、今見る諸本で事字を衍するものを見ない。

倫者論也

武内氏校勘記に「文明本清熙園本倫作論、誤、今據延徳本久原本改正」とあるが、今見る諸本で倫字を論字に作るものを見ない。

記必已論

江風本、久原本は已字を先字に作る。

久原本については、武内氏の校勘記にすでに指摘がある。ここは上文の「言此書出自門徒、必先詳論、人人僉允、然後乃記」という句をうけて、「記必已論、故曰論也」といつてゐるのである。皇侃はここで論語の成立する筋道のひとつを説明しているわけなのであるが、「記必已論」では上句の「必先詳論……然後乃記」に照合しがたい。ここは先字に作るほうが良いであろう。總論には已字がないという。

蓋是楚夏音殊南北語異耳

國會圖書館本には是字がない。

如或應示。

大槻本、國會圖書館本、延徳本は示字を爾字に作る。

この句「如或應示」では文意がとりにくい。ここは示字を爾字として見るべきであらう。爾字は寫本では余と書かれることが多く（ここも、大槻本、延徳本は余と書く）さらにそれが示字に誤つたものであらう。右三本以外のテキストは明らかに示に作る。武内氏は延徳本が余に作ることを見過しておられるが、のちに總略がこの部分を「其或余」と作ることに注目して、余の上に應字を奪し示は余の誤りと想定し、「其或應余とはソレ或ハシカルベシノ意」とのべている。示が爾字の誤りであることは明らかである。しかし、皇疏のテキストで如字を其字に作るものはいまだ見ていない。今はこの四字を「如或應爾」としておく。

毛詩傳云、直言曰言、論難曰語

江風本、久原本は上の曰字を云字に作る。

この毛詩傳とは大雅公劉「于時言言、于時語語」についての傳である。ところで詩疏によると「直言曰言、謂一人自言、答難曰語、謂二人相對。對文故別耳、散則言語通也。定本集注皆云、論難曰語。」とあるから、孔穎達が毛詩疏を作つた時は論難を答難と作る毛詩のテキストがあつたはずである。また説文言語部にも「直言曰言、論難曰語」とあるが、周禮春官大司樂の疏に説文を引いて「直言曰言、答難曰語」としているから、いよいよ當時において二様のいいかたがあつたことがわかる。これについて段氏は「語論也、論議也、議語也、則詩傳當從定本集注矣」といつて「論難曰語」のほうをとつている。

總略はこの句を引いて「答難曰語」と作り、武内氏はこれについて「然れども毛詩傳は明らかに論に作る、總略誤す

る」と總略の誤りとするが、上にのべたように毛詩傳に「答難曰語」とするテキストもあつたわけであるから、皇侃義疏のなかには總略が引くようなテキストが存在する可能性は十分考えられる。ただし、ここに毛詩傳を引くのは上句「語者論難答述之謂也」の論難ということばを説明するためであり、つづいて下句に「此書既是論難答述之事」とあるから、この句が答難曰語では合わない。もちろん、上句、下句ともに答難答述であつたという可能性もないわけではないが、今は論難曰語にしたがつておく。

鄭注周禮云、發端曰言、答述爲語

久原本は爲字を曰字に作る。

「語者論難答述之謂也」の答述ということばについての例證である。鄭注周禮とは春官大司樂「以樂語教國子興道諷誦言語」という句についての鄭注である。その鄭注は「發端曰言、答述曰語」とあり、久原本と合する。

今按此書既是論難答述之事、宜以論爲其名

大槻本、國會圖書館本、延徳本、久原本は論字を語字に作る。

この論字は大槻本以下にしたがつて語字でなければならぬ。というのは、論語の語とはどういう意味かということ論じて、まず語者論難答述之謂也という前提を示し、その証明を毛詩傳と周禮鄭注の訓詁によつてしたあとの、この句はその前提をうけた結語の部分だからである。總略に引かれるのも語字に作るという。

然此語是孔子在時所說

江風本、國會圖書館本、延徳本、久原本には是字がない。

この句は下文の論是孔子沒後方論と對をなしており、しかも語は孔子在時所說の主題となる。是字はあるべきであらう。

故以語在論下、急標論在上

江風本、久原本は下字の下に故字があり、蓬左本は急字を故字に作る。

ここに故字がはいるのはおかしい。上句の故以語在論下によつてここに故字が誤入したのかもしれない。蓬左本が急字を故字に作るのは、故急とあつた文の急字が脱したためであろうか。

所以先論、已。備有圓周之理

大槻本、江風本、延徳本、久原本、蓬左本、已字の下にいずれも以字がある。

武内氏の校勘記に「諸鈔本已下有以字、根本本亦同、唯寶徳本無。按無以字者義長、今據削正」とある。以字は已字と通用するから、已字に以字を傍記したものが正文に誤入してしまつたのかもしれない。寶勝院本、國會圖書館本には以字がない。總略には已字がないという。そのほうが良いかもしれない。

又此書亦遭焚燼

寶勝院本、蓬左本には亦字がない。

武内氏校勘記に「根本本書下脱亦字」という。

合壁所得

總略はこの句を引いて合璧を壁中に作るという。漢志などの記述と合致するが、今見る諸鈔本で壁中に作るものは見ない。

太子大傳夏侯勝

延徳本、蓬左本は太字を大字に作る。

大槻本、江風本、寶勝院本、延徳本、久原本、蓬左本は太字を大字に作る。

就建學魯論、兼講齊說

國會圖書館本は講字を説字に作る。

何晏集解序にも「安昌侯張禹本受魯論、兼講齊說」とあるように、說字に作るの誤り。

有南郡太守扶風馬融字季長

國會圖書館本、蓬左本、久原本は大字を太字に作る。

大司農北海鄭玄字康成

大槻本、江風本、寶勝院本、延徳本、久原本、蓬左本、大字を太字に作る。

司空潁川陳群字長文。

大槻本、寶勝院本、蓬左本、延徳本、久原本は群字を郡字に作る。

大槻本、寶勝院本、蓬左本、延徳本、久原本は文字の下に成字がある。

陳群については三國志卷二十二魏書にその傳が見えて「陳羣字長文、潁川許昌人、……明帝時爲司空」とあり、釋文序録にも「陳羣、字長文、潁川人、魏司空」とあるから、郡字に作り、あるいは字を長文成とするのはいずれも正しくない。

皆爲義說。

國會圖書館本は說字を訓字に作る。

何晏集解序でここに相當する句は「皆爲之義說」とする。

南陽何晏字平叔

大槻本、延徳本、陽字を郡字に作る。

南郡とするは誤り。

郡世所重者

大槻本、延徳本、重字を貴字に作る。

何晏所集者也 又。

大槻本、寶勝院本、江風本、蓬左本、國會圖書館本、延德本、久原本、いずれも又字がない。

武内氏校勘記に「寶德本久原本泊園本並無又字、文明本清熙園本也又二字間空二三格」とあるから、文明本、清熙園本にしたがつて又字をおくことを是としたのであろう。

ここに又字を入れることは是非については今にわかに決しがたい。ただ玉海に引く中興書目に「梁國子助教皇侃以何晏集解去取爲疏十卷、又列晉衛瓘繆播爨肇郭象蔡謨袁宏江厚蔡奚李充孫綽周懷范甯王珉等十三人」とあり、郡齋讀書志にも「何晏集八家、復采古論語注爲集解行於世、侃今又衛瓘……凡十三家之說、成此書」とあるように、十三家の名を列挙する前にいずれも又字を入れることによつて、何晏集解に採られている人と江熙集解に採られている人とを區別しようとしている。又字はあるほうが文義は明らかとなるから、ここも、中興書目や郡齋讀書志の記述に従つて又字を補なうべきかもしれない。

晉大保河東衛瓘字伯玉

大槻本は大字を太字に作る。

晉書卷三十六に衛瓘についての傳は見える。その論語についての著述は隋志に「集注論語六卷 晉八卷、晉太保衛瓘注、梁有論語補闕二卷、宋明帝補衛瓘闕亡」とあり、釋文序録にも「衛瓘注八卷、少二卷、宋明帝補闕」とある。

晉中書令蘭陵繆播字宣則

繆播の傳は晉書卷六十に見える。その論語注は隋志に「論語旨序三卷、晉衛尉繆播撰」と見えている。

晉廣陵太守高平爨肇字永初

大槻本、江風本、國會圖書館本は大字を太字に作る。

その論語注としては隋志に「論語釋疑十卷、晉尚書郎爨肇撰、梁有論語駁序二卷爨肇撰」とある。

晉黃門郎顯川郭象字子玄

その論語注として隋志に「論語體略二卷、晉太傅主簿郭象撰、梁有論語隱一卷郭象撰」と見える。

晉司徒濟陽蔡謨字道明

傳は晉書卷七十七に見える。しかしその論語注については朱彝尊も「按蔡氏論語注不見於隋唐志、而陸氏釋文於夫子矢之引蔡氏說云陳也」(經義考卷二百十二)というように明らかではない。

晉江夏太守陳國袁宏字叔度

大槻本、江風本、寶勝院本、國會圖書館本、蓬左本、延徳本、久原本、大字を太字に作る。

その傳と論語注といずれも明らかではない。

晉著作郎濟陽江淳字思俊

大槻本、延徳本は俊字を俊字に作る。

晉書卷五十六にその傳が見え、それによると「惇字思俊」とあるから、大槻本、延徳本に一致する。なお傳では江淳の淳字を惇字に作っている。

晉撫軍長史蔡系字子叔

大槻本は系字を奚字に作り、江風本は系字に作る。

武内氏校勘記に「蔡系、文明本清熙園本系誤作糸、今據他本改正。按隋志所引梁錄有蔡系論語釋一卷、亦作系」という。しかし、玉海(卷四十一)郡齋讀書志(卷四)が記するこの人の名はいずれも蔡奚と書かれていて大槻本と一致する。

晉中書郎江夏李充字弘度

李充の傳は晉書文苑傳に見える。その論語注としては隋志に「論語十卷、晉著作郎李充注、梁有論語釋一卷李充撰」

とあり、釋文序錄に「李充集注十卷、東晉人」とあるから、隋志に見える李充論語十卷は論語集注とよばれていたことがわかる。

晉廷尉太原孫綽字興公

孫綽についての傳は晉書卷五十六に見える。その論語注は隋志によると「集解論語十卷、晉廷尉孫綽」とあり、舊新唐書ともほぼ同じであるが、釋文序錄では「孫綽集注十卷、字興公太原人、東晉廷尉卿長樂亭侯」とあつて、隋志の集解を集注としている。

晉散騎常侍陳留周瓌字道夷

國會圖書館本、江風本、久原本は瓌字を懷字に作る。

周瓌についての傳、およびその論語注については記るすところを知らない。ただ、玉海卷四十一と郡齋讀書志にはこの人の名を周懷としているから、ここもあるいは國會圖書館本以下に従つて懷字に作るべきなのかもしれない。

晉中書令潁陽范甯字武子

大槻本、寶勝院本、國會圖書館本、延徳本、久原本は令字を郎字に作る。

范甯についての傳は晉書卷七十五に見え、それによると官位は中書侍郎となつてゐる。また世說新語言語篇の劉孝標注によると、「中興書曰、甯字武子、愼陽縣人（愼は潁の誤りか）博學通覽、累遷中書郎豫章太守」とあり、初學記卷十一職官部上に「何法盛晉中興曰、范甯拜中書侍郎、專掌西省」、「何法盛晉中興書曰、范甯字武子、少好學、多所通覽、拜中書郎、專掌西省、居職多所獻替、有益政道」と二條あり、文にやや異なるところはあつても、中書郎あるいは中書侍郎であつたことは一致する。中書侍郎については初學記に「晉改通事郎爲中書侍郎、蓋此始也、東晉又改爲通事郎、尋復爲中書郎、以後因之」とあるように中書郎ともよばれていたようである。とすれば、以上范甯についてあげた資料はいずれも中書侍郎あるいは中書郎であるから、この中書令は中書郎と改めるべきであらう。

晉中書令瑯琊王珣字季琰。

江風本、寶勝院本、蓬左本は琰字を瑛字に作り、國會圖書館本は瑛字に作り、久原本は琰字に作る。

諸本それぞれ作るところを異にする。武内氏の校勘記にも「王珣字季琰、久原本琰作瑛（換とするは誤り）、旁注異本或作琰、或作瑛、或瑛。按異本作瑛與根本本合、作琰與文明本清熙園本延德本合、致晉書王珣傳及初學記所引王珣別傳、則作季琰者是」といつている。晉書の傳は卷六十五にあり、初學記は卷十一職官部上である。武内氏の所説が妥當のようである。

爲江熙字大和所集

大槻本、久原本は太字を太字に作る。

冊府元龜引くところも「熙字太和、爲兖州別駕」とあつて、字を太和とする。江熙の論語注について隋志には「集解論語十卷 晉兖州別駕江熙解」とあるが、釋文序錄には「江熙集解十二卷」とあつて卷數を異にする。

而古史考則云三十人

蓬左本は史字を今字に作る。

蓬左本の誤りであろう。

林放澹臺滅明

大槻本は澹字を澹字に作り、寶勝院本は澹字に作る。

武内氏校勘記に「文明本清熙園本延德本並澹作簾、久原本作瞻、蓋傳寫異文、根本本作澹、與史記家語合、今據訂正。」とある。大槻本、寶勝院本もいずれも傳寫時の異文であろう。

(鹿兒島大學教育學部講師)

(一九七一・二・二十七)